

議案第 33 号

豊橋市教育会館規則の一部を改正する規則について

令和 5 年 5 月 31 日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山 西 正 泰

豊橋市教育会館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 1 2 号

豊橋市教育会館規則の一部を改正する規則

豊橋市教育会館規則（平成 6 年豊橋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 を次のように改める。

様式第 1 (第 4 条関係)

豊橋市教育会館利用申請書		年 月 日	
指定管理者 様		住所 申請者 氏名 電 話 局 番 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
次のとおり教育会館を利用したいので申請します。			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 午 ^前 後 時 分から 年 月 日 午 ^前 後 時 分まで		
利 用 施 設 等	区 分	※ 利 用 料 金	
	第 1 研 修 室	円	
	第 2 研 修 室		
	第 3 研 修 室		
	第 4 研 修 室		
	設 備	16 mm 映 写 機	
		ス ラ イ ド 映 写 機	
		拡 声 装 置	
		液 晶 プロジェクター	
		オーバークヘッドプロジェクター	
合 計			
利 用 人 員	人	入場料等の有無	有 無
		収益目的又は 企業活動の有無	有 無
利 用 責 任 者	住所		
	氏名	(電話 局 番)	
備 考			

注 1 区分の該当欄に○印を付けること。

2 ※印欄は記入しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により調製されている様式第1は、改正後の豊橋市教育会館規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。